

○ 生徒会会則

第1章 総 則

第1条 本会は鹿児島県立喜界高等学校生徒会と称し本校のすべての生徒をもって組織する。

第2条 本会は会員相互の協力により明朗・健全なる学校生活の建設に寄与するとともに、それを通して自主的協同的生活態度の確立を期し、将来よりよき社会人たる教養を身につけることを目的とする。

第3条 本会の運営は本会則及び別に定める諸規定による。

第4条 本会は学校長の承認のもとに、顧問教師若干名を置き、各顧問は本会の活動に助言を与えることができる。

第5条 本会におけるすべての決定事項は学校長の承認のもとに実施される。

第2章 機 関

第6条 本会に下の機関を設ける。

- (1) 生徒総会 (2) 中央委員会 (3) 執行委員会 (4) ホームルーム会
- (5) 部部長会 (6) 週番委員会

第1節 生徒総会

第7条 生徒総会は本会の最高決議機関として次の事項を行う。

- (1) 会則及び規定の制定並びに改廃の承認
- (2) 予算の決議並びに決算の承認
- (3) 会務の報告
- (4) 中央委員会の必要と認めた事項の質疑
- (5) 生徒会行事の連絡
- (6) 部の新設並びに改廃の承認
- (7) その他重要事項の審議決定

第8条 生徒総会は年1回以上定期総会を開くほか、会員の3分の1以上の要請があった場合、生徒会長が臨時にこれを招集する。

第9条 生徒総会は会員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席者の多数決でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第10条 生徒総会に議長・副議長を置く。ただし、立候補者がいない場合は、常任議長（中央委員会の議長・副議長）とする。

第11条 生徒総会の召集は3日前までに議題を明記して提示しなければならない。ただし緊急の場合はこの限りではない。

第2節 中央委員会

第12条 中央委員会は各ホームルームの総務・副総務と生徒会執行部、各専門委員長・副委員長をもって組織し、生徒総会に次ぐ決議機関として次の事項を行う。

- (1) 執行委員会から提出された議案の審議
- (2) 専門委員会から提出された議案の審議
- (3) 部の新設並びに改廃の審議
- (4) 予算案・決議案の審議
- (5) 各ホームルームへの連絡事項の確認
- (6) 各ホームルームからの要望等の審議
- (7) その他生徒会活動に関する議案の審議

第13条 中央委員会の3分の1以上の要請があった場合及び執行委員が必要と認めた場合は生徒会長がこれを臨時召集する。

第14条 中央委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は多数決による。

第15条 中央委員会に議長・副議長を置き、委員の互選によりこれを選出し、常任議長とする。任期は中央委員の任期とする。

第16条 議長・副議長がその任務に適格でない場合、不信任案を提出することができる。不信任案は委員の3分の1以上の要求のもとに3分の2以上の承認によって成立する。不信任案成立の場合の選出は前条に準ずる。ただし任期は前任者の残任期間とする。

第3節 執行委員会

第17条 執行委員会は生徒会本部役員及び学校専門委員会の委員長・副委員長をもって組織し、本会の執行機関として次の事項を行う。

- (1) 決議機関から与えられた事項の執行
- (2) 生徒総会・中央委員会に提出する議案の作成
- (3) 生徒会行事の検討
- (4) 諸規定の制定並びに改廃の原案の作成
- (5) その他生徒会の全般的活動についての企画立案
- (6) 緊急必要事項の処理

上記の各項は中央委員会において承認を得なければならない。

第18条 執行委員会に下記の委員会を置く。

風紀交通委員会 保健委員会 図書委員会 文化放送委員会
体育委員会 LHR委員会

第19条 専門委員会は次の事項を行う。

- (1) 風紀交通委員会は、各ホームルーム風紀委員により組織し、校内及び校外における風紀服装に関する事項を処理する。又、交通関係は、交通安全クラブに準じて活動する。
- (2) 保健委員会は、各ホームルーム保健委員により組織し、生徒の保健衛生に関する事項を処理する。又、美化関係は、校舎内外の美化清掃、整備及びその他の学校美化に関する事項を処理する。
- (3) 図書委員会は、各ホームルーム図書委員により組織し、図書室に関する事項を処理する。
- (4) 文化放送委員会は、各ホームルームの文化放送委員及び文化放送関係各部の部長により組織し、各部の統制を図り、会員の文化活動と放送活動に関する事項を処理する。
- (5) 体育委員会は、各ホームルーム体育委員及び体育関係各部の部長により組織し、各部の統制を図り、会員の体育活動に関する事項を処理する。
- (6) LHR委員会は、各ホームルーム総務副総務により組織し、各学校専門委員会と連絡をとり、LHR活動を円滑にし、充実させる。

第20条 生徒会本部役員の任務は次の通りである。

- (1) 生徒会長は、生徒会で行う一切の会務及び事業の執行を管理する。
- (2) 副会長・書記局長はあらゆる場合に生徒会長を補佐する。
- (3) 書記は、生徒会における庶務関係一切を行い、議事録の作成保管に当たる。
- (4) 会計は、生徒会会計事務を行う。

第21条 執行委員会は専門委員会の後に1回開くことを原則とする。ただし、生徒会長が必要と認めた場合は、随時招集することができる。

第22条 生徒会本部役員は、本会の各種会合に出席し、必要ある場合には発言権を有する。ただし表決

権はない。

第23条 学校専門委員会は中央委員会の後に1回開くことを原則とする。ただし、必要に応じて生徒会長及び委員長が臨時招集する。

第24条 学校専門委員会は委員の互選により、委員長1名、副委員長1名を選出しなければならない。

第4節 ホームルーム会

第25条 ホームルーム会は生徒会運営の基盤であってホームルーム全員をもって組織し、次の事項を行う。

- (1) 上部機関に提出する議案の作成及び上部機関より下ろされた議案企画等の検討
- (2) 生徒会で企画決定された活動事項の推進執行
- (3) 学級活動の企画運営
- (4) その他

第5節 部

第26条 会員の個性を発展させるために下記の部・同好会を設ける。

- (1) 文化系部
 - ① 吹奏楽部
 - ② コンピュータ部
 - ③ 美術部
- (2) 体育系部
 - ① サッカー部
 - ② 野球部
 - ③ ソフトテニス部
 - ④ バスケットボール部
 - ⑤ バレーボール部
 - ⑥ 弓道部
 - ⑦ バドミントン部

第27条 会員はいずれかの部に属することを推奨する。

第28条 部に部長・副部長・会計を置く。

第29条 各部は顧問の承認を得て、部費を徴収することができる。

第30条 同好会設立及び部の昇格については別に規定を設ける。

第6節 週 番

第31条 週番委員会については別に規定を設ける。

第3章 会 計

第32条 本会の運営は生徒会費及びその他の収入による。

第33条 本会の会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。

第34条 会計については別に規定を設ける。

第35条 会計監査委員と学校の指名する教師2名は、生徒会会計の提出する会計書の監査をし、監査の結果を生徒総会で報告する。

第4章 選 挙

第36条 生徒会本部役員、委員及びその他の役員の選出選挙管理については別に規定を設ける。

第5章 会則・規定の改廃

第37条 会則の改正は、本部役員会が必要と認めた場合、または、会員の4分の1以上の署名による請求があった場合、生徒総会で3分の2以上の賛成を得た後行われる。ただし部の新設、改廃は第12条の規定に準ずる。

第38条 規定の改正は本部役員が必要と認めた場合、または会員の4分の1以上の署名による要請があった場合、中央委員会で3分の2以上の賛成を得た後に行われる。